



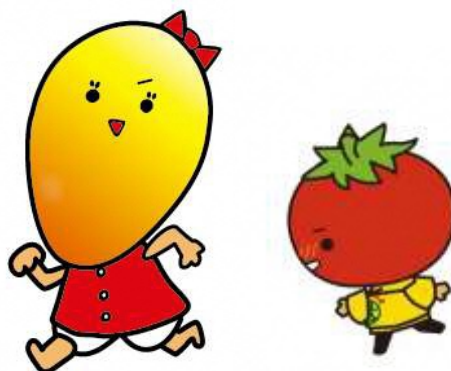
豊見城市一般廃棄物 処理基本計画

概要版



令和3年3月
豊見城市

～ 循環型社会を一步先へ ～



目 次

一般廃棄物処理基本計画の概要

P. 1

- 1. 計画の位置付け 1
- 2. 計画目標年度 1

ごみ処理基本計画

P. 2

- 1. ごみ処理の現状 2
 - 1) ごみ処理の体系..... 2
 - 2) ごみ排出量 3
 - 3) 資源化量 3
- 2. ごみ処理の課題 4
- 3. 計画の基本理念 4
- 4. 計画の基本方針 4
- 5. ごみ減量化・資源化目標..... 5
- 6. 減量化・資源化の目標達成に向けた施策..... 7
- 7. 収集・運搬計画 8
- 8. 中間処理計画 9
- 9. 最終処分計画 9
- 10. 大規模災害時の廃棄物処理について..... 9

生活排水処理基本計画

P. 10

- 1. 生活排水処理の体系..... 10
- 2. 生活排水の処理形態別人口の実績..... 11
- 3. 生活排水の処理の課題..... 11
- 4. 基本方針 12
- 5. 目標と施策 12
- 6. 収集・運搬計画 13
- 7. 中間処理計画 13
- 8. 最終処分計画 13

一般廃棄物処理基本計画の概要

1. 計画の位置付け

豊見城市一般廃棄物処理基本計画（以下、「本計画」という。）は、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

2. 計画目標年度

当初計画は長期的展望に立った計画であることから、計画策定年の翌年度（平成23年度）を初年度とし、5年後の平成27年度を中間目標年次、10年後の令和2年度を計画目標年次と設定していました。

本計画では、令和2年度における見直しとし、中間目標年度を令和7年度、計画目標年度を令和12年度とします。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
策定年度	■										
計画期間		■	■
計画目標											■
中間目標						■					

図1 計画期間と計画目標年度



アゴマゴちゃん

フルーツが大好きで、ちょっぴりアゴが長いのが悩み。日焼けを気にせず太陽の下でのびのび育った、スウィートでキュートな女の子！
豊見城産マンゴーイメージキャラクター兼豊見城市の観光大使を勤めています。

恥ずかしがり屋で照れ屋なトマトの男の子！

恥ずかしくてすぐ真っ赤になってしまうけど、最近はじめた空手をしているときは、ちょっぴり勇ましい。豊見城印のパーカーがお気に入り！

トマジロー



ごみ処理基本計画

1. ごみ処理の現状

1) ごみ処理の体系

本市におけるごみ処理フローは図2のとおりです。

本市のごみの収集・運搬は、家庭系ごみは委託業者により行われており、事業所等より排出される事業系ごみは自己搬入または許可業者により行われています。

ごみの中間処理は、糸豊環境美化センターの「ごみ焼却施設」において、もやせるごみの焼却処理を行い、同センターの「粗大ごみ処理施設」において、もやせないごみ、危険ごみ及び粗大ごみの破碎・選別・圧縮処理を行っています。資源ごみについては、民間委託により分別を行っています。

最終処分については、糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町の被覆型一般廃棄物最終処分場「美らグリーン南城」で行われています。

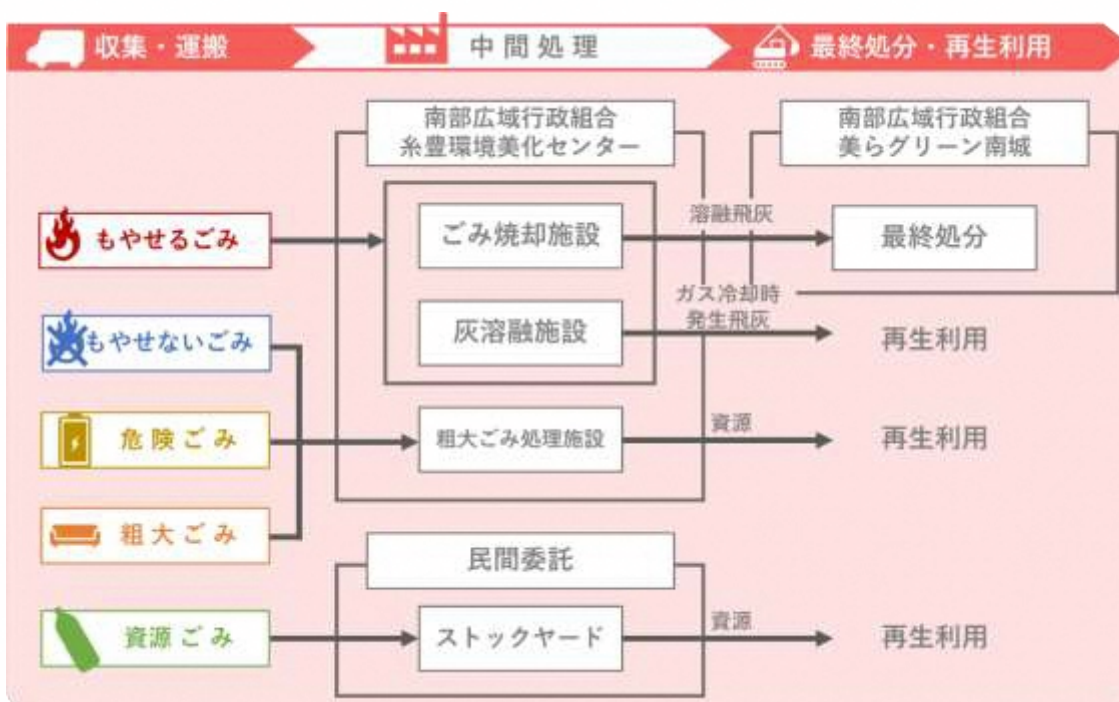


図2 ごみ処理フロー

2) ごみ排出量

本市のごみ総排出量（家庭系ごみと事業系ごみの合計）は、令和元年度で 18,269t/年であり、平成 27 年度と比較すると約 6.2%増加しています。

ごみ種別では、家庭系ごみは、令和元年度で 11,887t/年、事業系ごみは 6,382t/年でした。家庭系ごみは 5 年間で増加傾向にあります。一方で事業系ごみについては減少傾向にあります。

また、1人1日当たりのごみ排出量は、令和元年度で 773g/人・日となっており、5年前の平成 27 年と比較すると、約 2.4%増加しています。過去 5 年間で比較すると、ごみ総排出量は増加の傾向にあります。全国平均（平成 30 年度：919g/人・日）及び沖縄県平均（平成 30 年度：884g/人・日）と比較すると本市の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は少ないと言えます。



平成 27 年度と比較して令和元年では約 6.2%増加!!

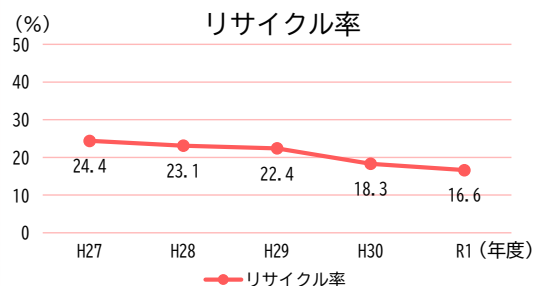


平成 27 年度と比較して令和元年では約 2.4%増加!!



3) 資源化量

資源化量を総ごみ量で除したリサイクル率について、令和元年度で 16.6%となっています。過去 5 年間の推移として、平成 27 年度から減少傾向が続いています。総資源化量は減少していますが、中間処理後資源化量は増加が続いています。





2. ごみ処理の課題

表1に現状のごみ処理から抽出されたごみ処理の課題についてまとめました。

表1 現状のごみ処理の課題

ごみ処理課題一覧	
ごみ処理システム評価からみた課題	●廃棄物からの資源回収率（リサイクル率）の向上
排出抑制・資源化における課題	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭系ごみの排出への対応 ●事業系ごみのごみ出しルールの徹底 ●食品ロスに対する施策の強化 ●資源化に対する市民の意識向上 ●社会情勢への取組 ●分別排出の徹底
収集運搬の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●収集運搬委託業者数や収集区域割の検討 ●収集運搬許可業者数の検討
直接搬入の課題	<ul style="list-style-type: none"> ●産業廃棄物混入防止のための事前現場調査 ●許可証発行の必要性についての検討 ●市民への一時多量ごみ収集運搬業者の周知



3. 計画の基本理念

みんなでつくる環境によりやさしい持続可能なまち とみぐすく
～ 循環型社会を一步先へ ～

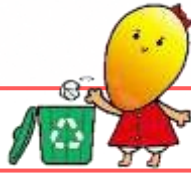
本市では、行政・市民・事業者の三者が3R（Reduce：リデュース（排出抑制）・Reuse：リユース（再使用）・Recycle：リサイクル（再生利用））に取り組むことにより、循環型社会の構築を目指すことで、良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」を実現していきます。

また、本市では、沖縄県内において1人1日当たりのごみ排出量が少ない、リサイクル率が高い水準にあることから、循環型社会の形成が県内市町村より一歩進んでいる状況にあるといえ、継続していくこと、さらに一歩進めていき、より環境に配慮した循環型社会を目指していくことが必要と考えられます。



4. 計画の基本方針

本市の今後のごみ処理に関する基本方針を次のように定め、ごみの排出抑制及びごみの適正処理に向けて積極的に行動していくものとします。特に令和元年度に施行された食品ロス削減推進法、さらには同年にプラスチック資源循環戦略の観点から、ごみの減量化・再資源化を促進します。



ごみ処理に関する重点施策

1. ごみの排出抑制

行政・市民、事業者が協力して、それぞれの責任と役割分担の下に、ごみ排出抑制に取り組む。

2. リサイクル率の向上

更なる分別の徹底を呼びかけ、リサイクル率の向上に努める。

3. 適切な循環利用の促進

ごみ問題やリサイクル等に関する情報を発信し、ごみの排出抑制やリサイクルの推進を促進する。

4. ごみ処理の効率化の推進

ごみ処理経費の効率化と財政負担の軽減のため、新たなごみ処理施設の稼働を目指す。

5. 持続可能な社会を目指した施策の展開

本計画で実施していく施策を、持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けて積極的に展開していくことで持続可能なまちを目指す。



5. ごみ減量化・資源化目標

目標1 家庭系ごみの1人1日当たりの排出量を5%削減※する。

目標2 事業系ごみの1人1日当たりの排出量を5%削減※する。

目標3 リサイクル率を25%以上に向上する。

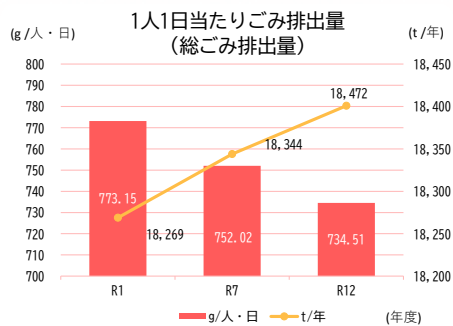
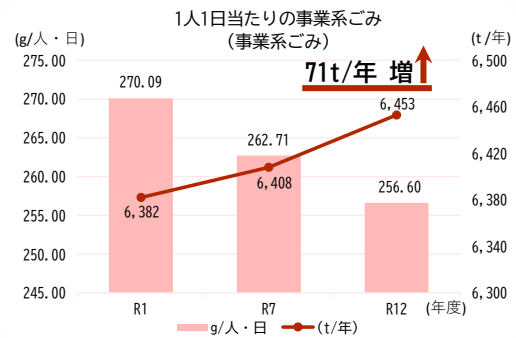
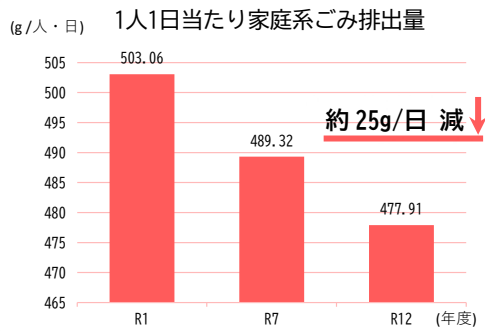
※令和元年度比

表2 ごみ減量化目標

区分	単位	現状 (令和元年度)	中間目標年度 (令和7年度)	計画目標年度 (令和12年度)
将来人口	人	64,561	66,826	68,900
目標1 1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	g/人・日	503.06	489.32	477.91
目標2 1人1日当たりの事業系ごみ (事業系ごみ)	g/人・日 (t/年)	270.09 (6,382)	262.71 (6,408)	256.60 (6,453)
1人1日当たりごみ排出量 (総ごみ排出量)	g/人・日 (t/年)	773.15 (18,269)	752.02 (18,344)	734.51 (18,472)
目標3 リサイクル率	%	16.6	21.5	25.2

※将来人口：「第5次豊見城市総合計画」

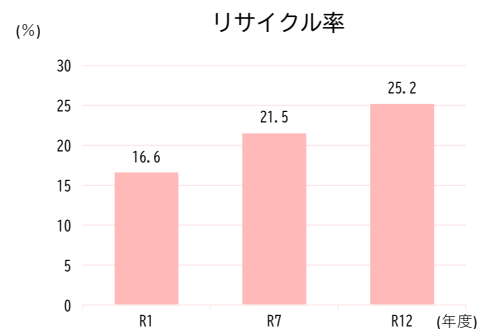
※事業系ごみは、令和12年度における1人1日当たりの事業系ごみ排出量の削減率を達成し、人口増加率と同率で推移すると設定した場合のごみ量



1人1日当たりのごみ排出量は約39g減少を目標とします。



リサイクル率は令和12年度に8.6%増加↑を目標とします。





6. 減量化・資源化の目標達成に向けた施策

本計画における施策は、行政では資源ごみ排出方法の検討などが掲げられています。具体的な内容としては、他自治体で行われているように、資源ごみを「かご」や「透明の袋」での排出の検討を行います。

また、市民・事業者ではごみの分別の徹底、食品ロス削減の推進などが掲げられております。分別の啓発活動、家庭の食材の賞味期限チェックや事業者による余っている食べられる食材の寄贈、といった内容です。

掲げられている施策はSDGsの17の目標に位置付けされ、それらをまとめたものを表3に示します。

また、前回計画から取り組んできた行政・市民・事業者における施策について、今後も継続して取り組んでいくこととします。

表3 行政・市民・事業者の目標達成に向けた施策のSDGsによる位置づけのまとめ

施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
行政における施策	①ごみ処理手数料の適正化										11	12	15				17
	②意識啓発のための広報活動、美化活動の推進・支援										11	12	15				17
	③小中学校等での環境教育の推進			4							11	12	15				17
	④資源ごみの出し方の検討										11	12	15				17
市民における施策	①ごみの分別排出の徹底・適正排出					7					11	12	15				17
	②食品ロス削減の推進	2				7						12	15				17
	③ライフスタイルの見直し										11	12					17
事業者における施策	①資源物の分別排出の徹底					7			9			12	15				17
	②食品ロス削減の推進	2				7					11	12	15				17
	③事業者におけるごみの排出抑制への取り組み					7		8	9			12	15				17



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



※「持続可能な開発目標」SDGs（エスディーゼーズ）とは

地球環境と人々の暮らしを持続的なものとするため、すべての国連加盟国が2030年までに取り組む17分野の目標のことで、生産と消費の見直し、海や森の豊かさの保護、安全なまちづくり等、先進国が直面する課題も含まれています。



7. 収集・運搬計画

ごみ収集の際のごみ分別区分は、当面は現在の区分にて行うものとします。しかし、今後容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等の関連法令の改正が行われた場合は、必要に応じてごみの分別区分の見直しを検討し、3年ごとの分別収集計画の見直しへ適宜反映させていただきます。

また、収集運搬体制については、家庭系ごみは今後も現在の収集体制を継続します。ただし、引越しや大掃除など、一回のごみ排出量が多量になり、自身での直接搬入が困難な場合は、市から許可を得た一時多量ごみ収集運搬業者との契約により、収集を行います。

事業系ごみは事業所と許可業者が契約することで継続して適切な収集を行っていきます。



8. 中間処理計画

令和2年度現在におけるもやせるごみ・もやせないごみ、危険ごみ及び粗大ごみ・中間処理残渣（焼却灰等）の処理はすべて南部広域行政組合が管理・運営している糸豊環境美化センターで行われており、表にそれぞれの対応施設をまとめています。

当該組合では、南部地域のごみ処理の効率化と財政負担の軽減のため、現在稼働している糸豊環境美化センター（糸満市）、東部環境美化センター（与那原町）を一元化した、新たなごみ処理施設を八重瀬町具志頭地区へ建設に向け取り組んでおります。

また、資源ごみは、市が委託している民間業者のストックヤードにて分別、圧縮、梱包の処理を行い、再生処理事業者へ引き渡された後、資源化されています。

表4 ごみ区分別処理施設名

ごみの区分	処理施設名
もやせるごみ	糸豊環境美化センター焼却施設
もやせないごみ、危険ごみ及び粗大ごみ	糸豊環境美化センター粗大ごみ処理施設
資源ごみ	株式会社ふじ産業

9. 最終処分計画

本市では、ごみ焼却施設からでた焼却灰は灰溶融施設により溶融スラグ（1300℃以上の高温で溶融したのち冷却し、固化させたもの。焼却灰の処理方法の1つ）として処理され、建設資材等へ利用されています。

ガス冷却時において発生する飛灰は山元還元（希少金属などを回収し再利用すること）することにより再利用を図っております。

また、溶融後に固化された溶融飛灰は、平成30年10月以降、南部広域行政組合が管理・運営する「美らグリーン南城」で埋立処分を行っており、今後も継続していくものとします。

10. 大規模災害時の廃棄物処理について

災害時の収集運搬体制や運搬経路の決定、災害廃棄物の処理、仮置場の確保等迅速に行うため、「豊見城市地域防災計画」に基づき、「豊見城市災害廃棄物処理計画」を策定します。検討事項は以下のとおりです。

1) 災害廃棄物対策に係る組織

4) 仮置場での中間処理

2) 災害廃棄物処理フローの策定

5) 関係機関との協力体制の確保

3) 仮置場の確保と配置計画

6) 災害廃棄物処理に係る環境保全対策

生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理の体系

◆ 生活雑排水

本市における生活雑排水（日常生活で排出される汚水でし尿を除いたもの）の処理は以下に示すとおりとなっています。以下の図が示すように、し尿汲み取り世帯、単独処理浄化槽世帯から排出される汚水は処理されずに公共水域へ放流されています。

◆ し尿

し尿汲み取り世帯、単独処理浄化槽世帯、合併処理浄化槽世帯から排出されたし尿は以下の図が示すとおり、「岡波苑し尿処理施設」で処理された後、公共水域へ放流されています。

また、公共下水道接続世帯、および農業集落排水施設接続世帯から排出されるし尿は、下水処理施設で処理された後、公共水域に放流されています。

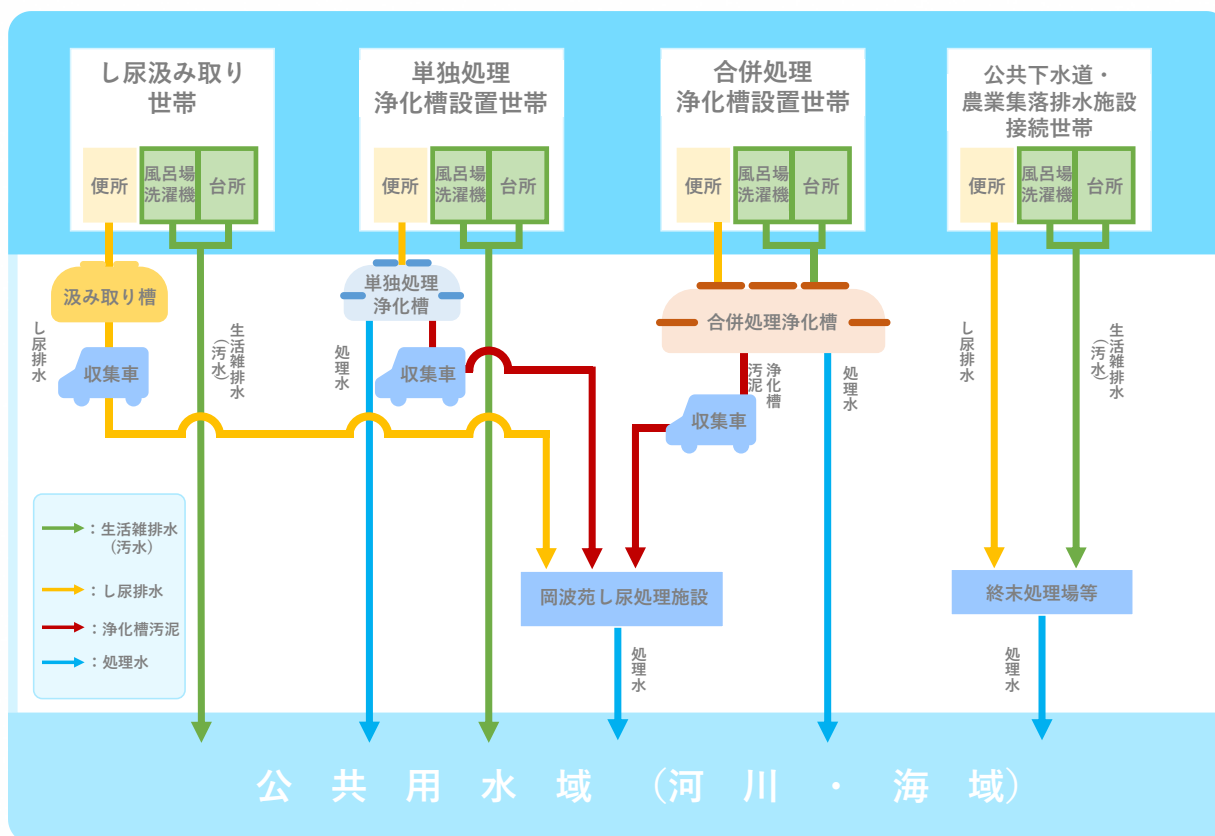


図3 本市における生活雑排水の処理体制

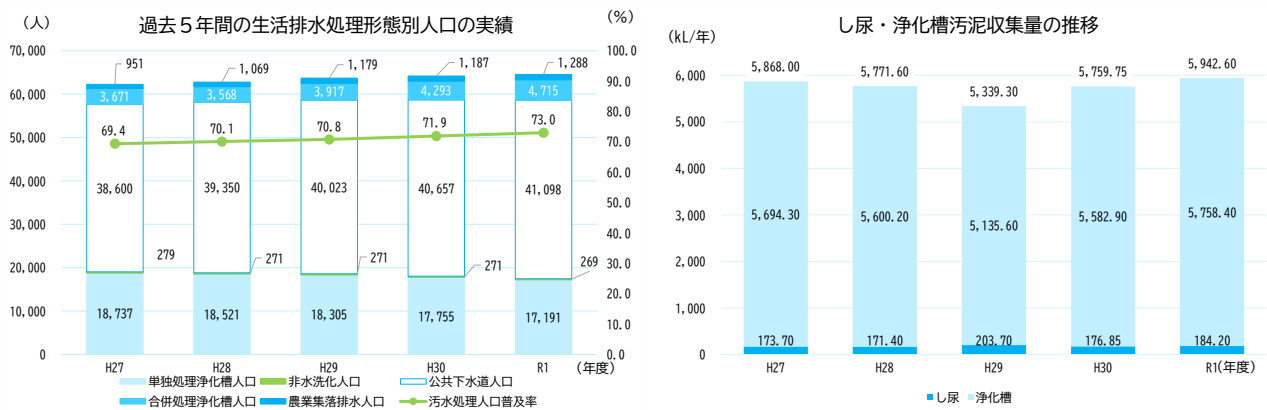


2. 生活排水の処理形態別人口の実績

令和元年度の計画処理区域内人口は 64,561 人で、過去 5 年間で増加しています。令和元年度の水洗化・雑排水処理人口は 47,101 人となっており、過去 5 年間で増加傾向を示しています。公共下水道の整備を進めた結果、公共下水道人口は増加し、令和元年度で 41,098 人でした。水洗化・生活雑排水未処理人口は 17,191 人、非水洗化人口は 269 人で、減少傾向となっています。

汚水処理人口普及率は、令和元年度で 73.0% であり、公共下水道接続、合併処理浄化槽への転換を推進していることから、過去 5 年で 3.6% 増加しています。

また、し尿収集量は 184.20kL/年、浄化槽汚泥収集量は 5,758.40kL/年でした。浄化槽汚泥収集量については平成 29 年に一度収集量が減っているものの、その他はほぼ同様の数値で推移しており、1 人 1 日当たりの排出量はほぼ横ばいとなっています。



3. 生活排水の処理の課題

表 5 に現状の生活排水の処理から抽出された課題についてまとめました。

表 5 現状の生活排水処理の課題

中間処理計画における課題	
汚濁負荷量の低減	<ul style="list-style-type: none"> 下水道整備区域における下水道接続率の向上 下水道計画区域で未整備の区域における下水道整備の促進 下水道計画区域外における合併処理浄化槽への転換の推進
合併処理浄化槽への転換	<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道及び農業集落排水施設等の集合処理施設への接続 合併処理浄化槽への転換
法定点検実施率の向上	<ul style="list-style-type: none"> 法定点検実施率の向上に向けた普及啓発活動
老朽化への対策	<ul style="list-style-type: none"> 県が進める「広域化・共同化計画」に沿った岡波苑し尿処理施設※の老朽化対策の検討 <p>※南部広域行政組合が管理・運営。施設稼働後 39 年が経過している</p>

4. 基本方針

生活排水処理基本計画の基本方針は以下に示すとおりとなっています。

生活排水処理に関する重点施策



1. 合併処理浄化槽への転換

公共下水道が整備されておらず、単独処理浄化槽および汲み取り世帯については、生活雑排水の処理を適正に行い、汚水処理人口普及率の上昇を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進します。

2. 浄化槽の適正な維持管理

適切な維持管理がなされていない浄化槽による水質汚濁を防止するため、浄化槽の維持管理は浄化槽管理者（浄化槽の設置者＝家主、事業主）の責任の下で行うことが浄化槽法等で義務づけられていることを周知・徹底し、浄化槽管理者等に対し適正な保守点検・清掃の実施、法定検査の受検等の重要性を理解・浸透させていきます。

3. 公共下水道事業の推進

今後も引き続き公共下水道の整備を進め、生活排水処理の対象範囲の伸延を図っていきます。また、すでに公共下水道が整備されている区域においては、早期接続を促進していきます。

5. 目標と施策

◆ 目標

生活排水処理における数値目標を表5に示します。汚水処理人口普及率について、令和元年度実績では73.0%であったのに対し、中間目標年度である令和7年度では74.4%、計画目標年度である令和12年度では75.5%を目指すこととします。

表5 生活排水処理における数値目標

	単位	現状 (令和元年度)	中間目標年度 (令和7年度)	計画目標年度 (令和12年度)
汚水処理人口普及率	%	73.0	74.4	75.5
法定点検を受けている 浄化槽数の割合	%	8.39	8.99	9.49

◆ 施策

生活排水処の目標達成に向けた施策は以下の表に示すSDGsの目標に適応されます。

表5 目標達成に向けた施策のSDGsによる位置づけのまとめ

生活排水処理	①単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換	6	11	12	14	17
	②浄化槽の適正管理指導	6	11	12	14	17
	③公共下水道等への早期接続	6	11	12	14	17

6. 収集・運搬計画

公共下水道等の整備に伴い、水洗化人口が増加する一方、し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬の減少が予想され、収集・運搬効率の低下が想定されます。今後は、収集・運搬体制の効率化について検討していくことが必要となるものと考えられます。

7. 中間処理計画

中間処理計画について以下の表にまとめます。

中間処理計画	
合併処理浄化槽	▶ 集合処理施設が整備されていない地域…合併処理浄化槽への転換推進 ▶ 非水洗化世帯…合併処理浄化槽の設置の必要性について意識啓発
公共下水道	▶ 公共下水道整備・接続の推進
農業集落排水施設	▶ 農業集落排水施設の整備・接続の推進
汚泥等処理施設	▶ 県が進める「広域化・共同化計画」に沿った岡波苑し尿処理施設*の老朽化対策の検討 <small>*南部広域行政組合が管理・運営。施設稼働後39年が経過している</small>

8. 最終処分計画

本市におけるし尿等処理後の汚泥の焼却残渣の最終処分は、平成23年度以降は糸豊環境美化センターにおける灰溶融施設にて処理しており、再生された溶融スラグは建設資材等へ利用されています。この処分・再生方法は今後も継続していきます。

また、溶融後に固化された溶融飛灰は、平成30年10月以降、南部広域行政組合が管理・運営する「美らグリーン南城」で埋立処分を行っており、今後も継続していきます。

